

一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は一般社団法人中洲国体道路ビル・テナント防犯健全協議会と称する。

第2条（主たる事務所の所在地）

本会の主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第3条（目的及び事業）

当法人は地域の繁栄、協調を大義とし各種法令に則り地域の安全・環境衛生の向上をはかり、社員の総意による定款を尊重し自治をはかる事を目的に資するため次の事業を行う。

- 1 違法行為のない安全で安心な地域社会の実現に向けた活動及び協力支援
- 2 善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化に関する活動及び協力支援
- 3 関連団体等が行う活動に対する協力援助
- 4 関係官庁、行政機関との連絡
- 5 その他、前各号に付帯関連する事項

第4条（公告）

当法人の公告は、官報に掲載する。

第5条（機関の設置）

本会は理事会及び監事を置く。

第2章 会員

第6条（会員の資格及び種別）

本会は中洲国体道路周辺のビル所有者及びテナント、本会の趣旨の賛同者によって構成される。また本会に加入しようとするものは別に定める加入申し込みを行い、本会が定める事項を遵守できる事を確認し、理事会の承認を得て承認される会員は正会員と特別会員からなり、全ての会員は総会の議決権を持つ。

- 1 正会員 本会の目的に賛同して入会し、当法人の活動に積極的な支援を行うもの
- 2 特別会員 本会より入会を要請されたもので、本会の目的に賛同し、事業を支援するもの

第7条（会費）

正会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第8条（懲戒）

会員が別に定める懲戒に関する規則に抵触した場合には、理事会の決議を経て、懲戒することができる。懲戒は次の3種とする。

- 1 書面又は口頭による嚴重注意
- 2 会員としての活動の停止
- 3 除名

第9条（除名の要件）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第10条（会員名簿）

本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。会員名簿は主たる事務所に備え置く。

第3章 総会

第11条（構成）

総会は、すべての会員をもって構成する。

第12条（権限）

総会は、次の事項を決議する。

- 1 理事及び事務局長の選任及び解任
- 2 各事業年度の事業報告
- 3 各事業年度の決算報告
- 4 翌年度の事業計画
- 5 翌年度の予算
- 6 定款の変更
- 7 解散

第13条（開催）

総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第14条（招集）

- 1 総会の招集は理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。
- 2 会員の議決権の10分の1以上の賛同を得た場合は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

第15条（決議）

総会の決議は会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

第16条（代理）

総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として決議権の行使を委任できる。この場合においては、当該会員または代理人は、代理権を証明する書類を本協議会に提出しなければならない。

第17条（議長）

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

第18条（議事録）

- 総会の議事については、議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 議長、及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

第19条（役員数）

本会に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
- 2 監事 1名
- 3 理事のうち、1名を代表理事とする。

第20条（選任等）

- 1 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

第21条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会の構成員として、その業務を執行する。
理事より副会長2名を選出する。
- 2 代表理事は本会の代表としてその業務を執行し、本会の会長を兼任する。

第22条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する。
- 2 監事は理事会に出席し、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条（任期）

- 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第24条（報酬等）

理事及び監事は無報酬とする。

第5章 理事会

第25条（構成）

理事会は全ての理事をもって構成する。

第26条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- 1 本会の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事の選定及び解職
- 4 その他重要事項

第27条（招集）

- 1 理事会は代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第28条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第29条（議長）

理事会の議長は、当該理事会において選出する。

第30条（議事録）

- 1 理事会の議事については議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名あるいは記名押印する。

第六章 資産及び会計

第31条（財産の構成）

本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 会費
- 2 寄付金品
- 3 その他の収入

第32条（会費）

本会の会費は、次のとおりとする。

月額、金1万円とし、徴収方法は別途定める。特別会員からは徴収しない。また資格剥奪により除名又は任意退会した場合、会費は払い戻しをしない。

第33条（余剰金）

本会は余剰金の配分を行わない。

第34条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第35条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の付属明細書
- 3 前項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に10年間備え置くものとする

第7章 事務局

第36条（事務局）

本会の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

- 1 事務局に事務局長を置く。
- 2 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第8章 付則

第37条（その他運営に関する事項）

この定款に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第38条（最初の初年度）

当会の最初の事業年度は、本会成立の時から令和2年3月末日までとする。

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。